

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2026/4/27 号 (No. 689)

=====

○ 法律・法規等

1. 最高人民法院、「知的財産権民事紛争事件における懲罰的賠償の適用に関する解釈」を公表(最高人民法院公式サイト 2026年4月20日)

○ 中央政府の動き

1. 中小企業の知財活用を後押し 国が支援行動を開始(国家知識産権網 2026年4月22日)
2. 中国とスペインが覚書を締結 地理的表示に関する協力促進などで合意(国家知識産権網 2026年4月18日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 天津、NEV 産業で知財支援強化 企業向けサービスを展開(国家知識産権網 2026年4月20日)

【華東地域】

2. 江蘇省、海外知財支援を強化 企業の国際展開後押し(国家知識産権戦略網 2026年4月21日)

【華南地域】

3. 広州南沙区、全国初の知財代理に関する越境連携モデルを導入(中国保護知識産権網 2026年4月22日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、「知的財産権法廷裁判要旨摘要 (2025)」を公表(最高人民法院公式サイト 2026年4月23日)
2. 最高検察院、知的財産権保護に関する典型事例 10 件を公表(中国法院網 2026年4月22日)
3. 浙江高裁、競争力あるビジネス環境へ新指針 知財保護を重点強化(中国知識産権資訊網 2026年4月21日)
4. 最高検、知財白書を初の中英版で公表 起訴対象 2.5 万人(最高人民検察院公式サイト 2026年4月21日)
5. 内巻き競争、知財侵害の新傾向 天津法院が典型事例公表(中国保護知識産権網 2026年4月17日)
6. 北京検察、知財侵害対策の典型事例公表 広域連携で保護強化(最高人民検察院公式サイト 2026年4月16日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 浙江警察、国際スポーツブランド偽造ネットワーク摘発 数十万点押収(中国知識産権資訊網 2026年4月20日)

【華南地域】

2. 広東省税関、昨年に1531万点の権利侵害貨物を摘発 (中国知識産権資訊網 2026年4月23日)

【その他地域】

3. 山西・四川合同、偽酒製造販売の大規模な犯罪ネットワークを一斉摘発(国家市場監管總局公式サイト 2026年4月21日)
4. 内モンゴル、知財侵害に厳格対応 摘発強化で410件立件(公安部公式サイト 2026年4月17日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. 6G実現へクアルコムが中国企業と連携 知財の役割に期待(中国知識産権資訊網 2026年4月21日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 新疆バ州企業、特許担保で資金調達 技術投資と知財活用が進展(中国知識産権資訊網 2026年4月16日)

○ 統計関連

1. 税関総署、1～3月の知的財産権税関登録が6900件超(中国保護知識産権網 2026年4月23日)

○ その他知財関連

1. 2026年全国知的財産権宣伝ウィーク、北京で開幕(国家知識産権網 2026年4月20日)

=====

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 最高法院、「知的財産権民事紛争事件における懲罰的賠償の適用に関する解釈」を公表★★★

4月20日、最高人民法院は「知的財産権民事紛争事件における懲罰的賠償の適用に関する解釈」(以下「解釈」)を正式に公布した。5月1日から施行される。

同解釈は裁判実務における懲罰的賠償適用の難点に焦点を当て、法的適用基準を一層細分化し、実務での運用性を高めることを目的としている。これにより、関係者への明確な訴訟指針を提供し、市場に安定的な行動予見可能性をもたらすことが期待される。

主な規定は三つの柱から成る。第一に、「故意」および「情状が重い」事案の認定要件を具体化した。例えば、原告と和解に達し侵害行為の停止に合意した後、再度同種または類似の侵害行為を行った場合など、故意と認定できる具体的な状況を追加列挙した。また、「知的財産権侵害を業とする」ことの内実も明確にした。

第二に、賠償額算定の基礎となる「基数」の計算方法を明確化した。被告の違法所得または侵害による利益を基数とする場合、営業利益を参照して算定できるとした。また、侵害を業とする場合には販売利益を参照でき、利潤率が確定できない場合は統計当局や業界団体等が公表する同時期・同業種の平均利潤率、または権利者の利潤率を参照して算定できると定められた。

第三に、賠償倍率の決定方法を整備した。過剰な処罰を防ぐ「過罰相当の原則」に基づき、同一の侵害行為に対して行政制裁金または刑事罰金が既に科され、それが執行済みである場合には、裁判所は賠償倍率を決定する際にこの事情を考慮すべきであると規定した。

最高人民法院は各級人民法院に対し、同制度を厳格に適用し、重大な知的財産権侵害を行った者に相応の代償を払わせることでイノベーションを奨励・保護する法治環境の積極的な構築を求めた。

(出典：最高人民法院公式サイト 2026年4月20日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/497911.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 中小企業の知財活用を後押し 国が支援行動を開始★★★

中国国家知識産権局と工業・情報化部はこのほど、2026年度「中小企業知的財産公共サービス特別行動」を共同で実施することを決め、通知を発出した。今回の行動のテーマは「知的財産公共サービスによる企業支援・優遇」とし、知的財産公共サービス機関と中小企業公共サービス機関の役割を最大限に引き出し、サービス資源をイノベーションの最前線に的確に届けることを目指す。これにより、企業における知的財産の創出の質、活用の効率、保護能力、そして管理水準の総合的な向上を図る。

特別行動は中小企業のニーズに焦点を合わせ、主に三つの柱で展開される。第一に、企業のニーズを掘り下げて把握することだ。具体的な調査の実施や関連リソースの統合、マッチング活動を通じて特許分析、技術移転・実用化、海外における権利保護といった専門的なサービスを、各企業の状況に合わせて提供する。

第二に、連携したサービス体制の構築である。関係省庁間の調整や地域間連携を強化し、産業パークや企業クラスターといった現場にまでサービスネットワークを拡大させ、「企業がサービスを探し求める」状態から「必要なサービスが企業に届く」仕組みへの転換を目指す。

第三に、サービス提供の方法そのものの革新だ。特定のテーマに絞ったイベントの開催や「人工知能(AI)+知的財産」などの先進的ツールを活用することでサービスの効果とカバー範囲を拡大する。

(出典：国家知識産権網 2026年4月22日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/22/art_75_205972.html

★★★2. 中国とスペインが覚書を締結 地理的表示に関する協力促進などで合意★★★

4月14日、中国国務院の李強総理とスペインのサンチェス首相の立ち会いのもと、「中華人民共和国国家知識産権局とスペイン王国農林水産・食料省との間の了解覚書」が北京で調印された。

中国国家知識産権の申長雨局長とスペイン外務・欧州連合・協力大臣のホセ・マヌエル・アルバレス・ブエノ氏がそれぞれ両国の主管部門を代表して署名を行った。

覚書によると、双方は地理的表示に関する法制度・政策の情報交換、製品の普及促進、共同イベントの実施などで協力し、両国の経済・貿易往来の促進を図ることで一致した。

(出典：国家知識産権網 2026年4月18日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/18/art_53_205925.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 天津、NEV 産業で知財支援強化 企業向けサービスを展開★★★

天津市知識産権局はこのほど、武清区と共同でインテリジェントコネクテッド新エネルギー車（NEV）産業を対象とした支援イベントを開催した。知的財産の活用を通じて、同産業の高度化と集積の加速を図る。

イベントでは政府・企業・金融機関を結ぶ連携の場を設け、特許ナビゲーション成果の展示や知的財産取引・融資関連サービス、質権設定による資金調達支援など、企業に対する実務的な知財サービスを提供した。

また、地域の産業実態を踏まえ、技術競争の構図や特許出願の動向、研究開発の重点分野を分析し、企業の技術開発や市場展開に向けた指針を提示した。これにより、企業の効率的なイノベーションと知的財産保護の強化を後押しする。

天津市は今後も、「一月一チェーン」（毎月、特定の産業チェーンを1つ選び、重点的に支援・サービスを行う）などの仕組みを活用し、重点産業に対する知財サービスを提供することで産業の高品質発展を支援していく方針である。

(出典：国家知識産権網 2026年4月20日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/20/art_57_205939.html

【華東地域】

★★★2. 江蘇省、海外知財支援を強化 企業の国際展開後押し★★★

江蘇省はこのほど、企業の海外展開を支援するため、「涉外知的財産法律サービス連盟連絡マニュアル」を公表した。海外市場での知財保護に関する法的支援をより体系的かつ効率的に提供するのが狙いである。

同マニュアルは企業ニーズを踏まえた七つの主要サービスを提示した。産業特許や海外商標のリスク予測、紛争対応の助言、交流会の開催、海外展示会への出展支援、公益研修、関連サービスのマッチングなど、海外知財対応の全過程を幅広くカバーしている。

また、省内の弁護士事務所や代理機関、業界団体、公証・仲裁機関など計 104 の専門機関を収録し、人工知能やバイオ医薬、新エネルギー、高度製造といった重点分野にも対応する体制を整えた。さらに、海外知財紛争に対応する 14 の支援プラットフォームの連絡先もまとめられており、企業は最寄りの専門支援を容易に得られるようになっている。

江蘇省はすでにドイツや米国、東南アジアなどに計 11 の海外サービス拠点を設置しており、今後ネットワークの拡充を進める方針である。企業の国際競争力向上に向けた支援体制が一段と強化される見通しだ。

(出典：国家知識産権戦略網 2026 年 4 月 21 日)

<https://www.nipso.cn/onews.asp?id=57307>

【華南地域】

★★★3. 広州南沙区、全国初の知財代理に関する越境連携モデルを導入★★★

広州市南沙区で 4 月 20 日、知的財産宣伝週間の関連イベントが開催され、同区市場监督管理局は内地と香港・澳門の代理機関による越境連携メカニズムを発表した。知財代理の分野でこうした枠組みが導入されるのは全国で初めて。

新たな仕組みでは現行法の枠内で各地の代理機関が協力協定を締結し、共同でサービスを提供する「連携体」を構築することができる。企業が広東、香港、澳門で同時に特許出願などを行う場合、連携体が窓口となって一括対応し、出願書類の作成や手続を統一的に進める。これにより、顧客の調整コストや重複費用の削減、知財戦略の効率化が期待される。

イベントでは広州の微斗專利代理有限公司と香港の金藤知的財産有限公司が協力協定を締結し、連携体の設立が具体化した。さらに、同連携体は地元企業と初の越境代理契約を締結し、制度を実務に移した。グレーターベイエリアにおける知財サービスの壁を低減し、効率向上につながると関係者は評価している。

イベントではこのほか、動力電池産業に関する特許ナビゲーション報告の公表や、企業の海外展開を支援する知財リスク対策、権利保護の典型事例の紹介なども行われた。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 4 月 22 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202604/1995881.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高法院、「知的財産権法廷裁判要旨摘要（2025）」を公表★★★

中国最高人民法院は 4 月 22 日、「最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨摘要（2025）」を公表した。同文書は、同法廷が 2025 年に審理を終えた 3146 件の事件から 132 件を精選し、159 項目の裁判上の重要な見解や判断基準をまとめたものである。

その内容は、特許権の付与・有効性確認、特許権の帰属および侵害、植物新品種、集積回路配置設計、営業秘密（ノウハウ）、コンピュータソフトウェア、独占禁止、訴訟手続関連事案など、8 つの主要な実務分野を幅広く網羅している。これにより、技術関連の知的財産権および独占禁止事件に関する

る、最高法院知的財産権法廷の司法理念、審理の基本方針、裁判方法が明確に示された。同法廷は、これを学界や実務家を含む社会各層の研究と参考に供する意図であると説明している。

今回の要旨に関連する判決文書の大半は、「中国裁判文書網」を通じて一般に公開されている。また、「最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨摘要（2025）」の全文も、最高人民法院の公式サイト（<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2026/04/id/9284601.shtml>）等からダウンロードが可能である。（出典：最高人民法院公式サイト 2026年4月23日）

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/498181.html>

★★★2. 最高検察院、知的財産権保護に関する典型事例 10 件を公表★★★

4月22日、中国最高人民検察院は知的財産権保護に関する検察機関の典型事例 10 件を公表した。刑事、民事、行政及び公益訴訟という検察機能を網羅するとともに、刑事付帯民事訴訟、虚偽訴訟に対する一体的な取り締まりなどの取り組みも反映し、知財検察業務の総合的な履行状況と効果を集中的に示している。

10 件の事例は新質生産力の発展を支えることに焦点を当て、半導体製造、太陽光発電などの新エネルギー、産業用ソフトウェアなどの新興産業における知的財産権の司法保護に関する事件が含まれている。

また、検察機関が法的監督機能を積極的に果たしていることもうかがえる。各級検察機関は逮捕審査、起訴審査、自主捜査、検察建議書の作成、抗告の提起などの職務を法に基づき全面的に遂行することで関連事件を高品質かつ効率的に処理している。

典型事例は検察機関による高品質・高効率な職務履行の参考に資するものとしても位置づけられており、特に営業秘密侵害行為の性質認定、ソフトウェアの技術的保護措置、新類型の美術作品の保護、サービスマーク関連事件の処理、地理的表示保護の強化といった分野において高い参考価値が期待される。

（出典：中国法院網 2026年4月22日）

https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202604/t20260422_726210.shtml#1

★★★3. 浙江高裁、競争力あるビジネス環境へ新指針 知財保護を重点強化★★★

浙江省高級法院（高裁）はこのほど記者会見を開き、競争力あるビジネス環境の整備に向けた「意見」を公表した。全 16 条から成り、ガバナンスと審理、サービス、改善力を総合的に高める枠組みを示し、知的財産保護を重要分野として位置付けている。

同「意見」は独創性が高く技術革新を牽引する発明に対し、保護範囲の拡大や高額賠償の適用など、強力な司法保護を行う方針を明確化した。また、商標の便乗出願や悪意ある大量訴訟への対策を強化し、民間企業のブランド価値を保護するとともに、保全措置や懲罰的賠償制度の活用により権利救済の実効性を高める。

さらに、人工知能や新エネルギーなど先端分野の成果保護、データ権利やプラットフォーム規制に関する紛争対応、環境・炭素関連ルールの整備にも言及し、新質生産力の発展を後押しする姿勢を示

した。あわせて、職務発明の帰属や成果配分の明確化を通じ、研究者のインセンティブ確保と人材の円滑な流動を図る。

2025年には同省で知財事件4.5万件が結審され、賠償総額は10.5億元（1元は約23.3円）に達した。懲罰的賠償の適用やAI審理システムの導入も進み、保護水準の向上が示された。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年4月21日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146336

★★★4. 最高検、知財白書を初の中英版で公表 起訴対象2.5万人★★★

中国の最高人民検察院は4月21日、「知的財産検察業務白書（2025）」を公表するとともに、英語版を初めて公開した。白書は、データや事例を通じて、知的財産保護を通じたイノベーション促進やビジネス環境の整備に向けた検察機関の取り組みを示している。

昨年、中国全国の検察機関が受理した知的財産侵害に関する刑事事件は1万1341件、対象人数は2万5160人に上った。このうち9135件・1万9102人を起訴し、5105人については不起訴とした。また、知的財産権に関する民事事件1251件と行政事件1795件を処理し、公益訴訟の依頼を741件受け付け、そのうち612件を立件した。

白書は経済の高品質発展への貢献、知財保護の連携強化、総合的な検察機能の強化の3点を柱に成果を整理した。特に情報技術や人工知能、新エネルギーなどの分野でコア技術の刑事保護を強化したという。

最高検察院は「十五五」の初年度にあたる今年の活動方針について、専門体制と人材育成を強化しつつ、知財検察機能の高度化を進め、イノベーション促進や公正競争の確保に一層貢献すると示した。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026年4月21日)

https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202604/t20260421_726158.shtml#1

★★★5. 内巻き競争、知財侵害の新傾向 天津法院が典型事例公表★★★

天津市第一中級人民法院は4月16日、知的財産分野で深刻化するいわゆる「内巻きの」な悪性競争を巡り、典型事例6件を公表した。あわせて、これらの事例が示す四つの特徴を分析し、市場主体に対し適正な経営への指針を示した。

同法院によると、こうした「内巻きの」競争に関連する訴訟は不正競争や商標・特許侵害を中心に増加傾向にある。審理を通じて主に四つの特徴が浮かび上がったという。

第一に、依然として模倣や混同惹起行為が主要な侵害形態であることだ。知名度のあるブランドのロゴや包装を模倣し、低コスト・低品質の商品を正規品より大幅に安い価格で販売することで市場シェアを奪い、正規事業者と消費者の双方を損なうケースが目立つ。

第二に、データ操作が市場の公正な秩序を乱している点である。架空の売上や好評価を捏造する「やらせ」サービスを利用し、偽りのブランド認知度を急造する行為が競争の公平性と信頼性を損ない、消費者の判断を誤らせている。

第三に、企業内部の対立や人材流出を背景に技術や販路が外部に流出する。離職者がその知識を活

用して同業他社を立ち上げ、元の企業との間で悪性競争を引き起こし、結果として元の企業の権利保護コストを増大させ、研究開発投資を圧迫する構図がみられる。

第四に、新たなメディアが損害を拡大させている現状だ。ネット配信などを通じて虚偽情報を流布したり、侵害行為を行ったりする場合、その影響の範囲と速度は従来をはるかに上回り、市場秩序や企業の評判に深刻な打撃を与えている。

同法院は今後、知財保護の強化と厳格な法執行を進めるとともに、公正競争の確保とイノベーション促進の両立を図る方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2026年4月17日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfly/202604/1995860.html>

★★★6. 北京検察、知財侵害対策の典型事例公表 広域連携で保護強化★★★

北京市人民検察院はこのほど、知的財産保護とイノベーションに関する国際フォーラムで京津冀（北京・天津・河北）地域の産業発展を支える6件の典型事例を公表した。先端設備製造や医薬・ヘルスケア、出版、民生分野などを対象に広域連携による知財侵害対策の成果を示した。

北京、天津、河北の検察機関は「必ず審査・報告・調査」を柱とする広域連携体制を活用し、企業の地域展開とイノベーションを支援している。実務面では人工知能や先端製造、仮想財産など新興分野の新型事案に対応し、ビッグデータを活用した監視モデルにより刑事立件や民事監督の推進につなげたほか、悪意のある訴訟や商標の先取り出願などを的確に抑制している。また、「技術調査官＋検察技術」による補助体制を整備し、専門性の高い技術認定を支えている。

同フォーラムは「中関村フォーラム年会」の関連行事の一つであり、北京市検察機関は科学技術と法治に関する分科会にも参加し、9件の事例が優秀事例集に選ばれた。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026年4月16日)

https://www.spp.gov.cn/dfjcdt/202604/t20260416_725927.shtml

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 浙江警察、国際スポーツブランド偽造ネットワーク摘発 数十万点押収★★★

浙江省麗水市縉雲県の公安当局は、約7カ月に及ぶ広域捜査の末、浙江、広東、湖北などにまたがる偽造品販売グループを摘発し、容疑者12人を拘束した。押収品は国際的スポーツブランドを装ったリストバンドやヘッドバンドなど数十万点に上り、被害額は6000万元（1元は約23.3円）を超えるとみられる。

発端は2024年8月、ネット通販上で「在庫一掃セール」と称して販売されていた商品の品質に関する苦情であった。捜査の結果、商品ページには正規品の画像が無断使用されていた一方、実際に届く商品は粗悪品であり、店舗名を頻繁に変更して監視を逃れる手口が明らかになった。

主犯格の男らは製造業者と結託し、低コストで生産した商品に偽造商標を付して販売していた。SNSやネット通販、実店舗を組み合わせた「製造—分散保管—多チャンネル販売」の流通網を構築し、

原価数元の商品を正規品の約3割の価格で売りさばき、高い利益を得ていたとみられる。さらに、偽造品を他ブランドの正規品に混在させるなどして摘発を回避し、偽造防止コードも精巧で、専門家以外の識別は極めて困難であった。

公安当局は2024年末、浙江と広東で複数の倉庫を一斉摘発し、その後も各地で関係者の拘束を進めた。2025年3月までに広東、湖北、遼寧で中核的な販売メンバー4人を確保し、製造から販売に至る一連の犯罪網を断ち切った。

事件後の意見交換会では、ブランド側代表が「本件の解決は企業の権利保護にとどまらず、中国の知的財産保護に対する強い姿勢を示すものだ」と述べ、公安当局の迅速かつ効果的な対応を高く評価した。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年4月20日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146316

【華南地域】

★★★2. 広東省税関、昨年に1531万点の権利侵害貨物を摘発 ★★★

4月23日、税関総署広東分署が知的財産権保護の最新の進捗状況を公表した。過去1年間で省内の各税関は1531万点、総額1億5千萬元（1元は約23.3円）相当の侵害商品を差し押さえ、偽造品の越境流通を効果的に抑制した。

広東省内の税関は細分化・分散化の侵害行為に対し重点的な取り締まりを行う特別行動を9年連続で展開している。特にトレンド玩具産業を対象とした行動では玩具、ブラインドボックス、フィギュア、アニメ関連商品など、合計42万点の侵害商品を押収した。

昨年、広東省内7つの直轄税関が香港・マカオ税関との法執行協力を一層深化させた。3地域の税関は計3回の共同取締まりを実施し、侵害商品の輸出を集中的に取り締まった。同時に、税関は市場監督管理部門や公安などとの連携を強化し、「税関監視管理+部門間連携」による包括的な保護体制を構築している。

企業の革新・発展ニーズに応えるため、省内税関はサービスの継続的な最適化を図っており、企業に対しては知的財産権の税関登録、リスク情報の的確な通知などを通じて企業の海外進出を支援している。

広東分署は今後、監視・サービス水準の向上やインテリジェント監視手段の高度化、連携範囲の拡大に引き続き取り組み、実効性のある知財保護を通じてグレーターベイエリアにおける産業の高品質発展を支えていく方針であるという。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年4月23日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146398

【その他地域】

★★★3. 山西・四川合同、偽酒製造販売の大規模な犯罪ネットワークを一斉摘発 ★★★

山西省と四川省の市場監督・公安部門が合同で、商標権侵害と粗悪酒の製造・販売を行う大規模な

犯罪ネットワークを摘発した。

一斉取り締まりでは製造・蔵置・包装拠点など計 8 カ所が捜査され、偽酒約 2 万箱、偽造包材 70 万点超、製造機器 14 台などが押収された。総額は 2.6 億元（1 元は約 23.3 円）に達し、11 人に強制措置が取られ、うち 2 人が起訴手続きに移送されている。

調査によると、電子商取引会社の経営者は酒造会社に依頼し、食用アルコールと添加物で調整した酒を、醸造酒の有名ブランド「劍南春」「五糧液」などの有名商標を付けてネット販売していた。さらに製造年月日を偽装し、1980～2010 年代の「古酒」と偽称し販売する手口も使われていた。

国家市場監督管理総局（SAMR）は 2024 年以降、商標権侵害の取り締まりを強化している。2024～2025 年にかけて全国で違法売上高 1000 万元超の事件を 30 件以上、1 億元超の重大事件を 11 件摘発している。

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026 年 4 月 21 日）

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_96df2a4849e0499cb76a3f6c436987d2.html

★★★4. 内モンゴル、知財侵害に厳格対応 摘発強化で 410 件立件★★★

内モンゴル自治区の公安当局は近年、知的財産侵害の取り締まりを強化し、協働保護の体制整備を進めている。「崑崙」特別行動などの取り組みを通じ、国民の関心が高く市場秩序への影響が大きい侵害・模倣品犯罪に対し、厳格な摘発を続けている。

2025 年以降、知財侵害や粗悪品の製造販売に関する事件は 410 件を立件し、容疑者 559 人を拘束し、被害総額は 2 億 4300 万元（1 元は約 23.3 円）に上った。公安当局は市場監督管理や知財、文化・観光部門との連携も強化し、情報共有や合同捜査などの仕組みを整備している。違法行為の兆候を迅速に把握し、早期対応につなげている。

また、企業との連携拠点を各地に設置し、リスク警告や法的助言、通報対応を一体的に実施している。すでに主要産業団地や重点企業を中心に 95 カ所が設けられた。

公安当局は「専門化・制度化・データ活用」を柱とする新たな警務体制を導入し、通報奨励制度の整備や広報強化にも取り組む。知財保護を事後対応から予防重視・体系的なガバナンスへと転換する姿勢を鮮明にしている。

（出典：公安部公式サイト 2026 年 4 月 17 日）

<https://www.mps.gov.cn/n2255079/n4242954/n4841045/n4841055/c10452129/content.html>

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 6G 実現へクアルコムが中国企業と連携 知財の役割に期待★★★

先ごろ開催された 2026 年世界モバイル通信大会（MWC 2026）で、米国クアルコム社は世界約 60 の事業パートナーと第六世代移動通信（6G）の開発・導入で合意し、2029 年以降の 6G 商用化を目指す方針を明らかにした。この動きには中国電信（チャイナ・テレコム）、中国移動（チャイナ・モバイル）、中国聯通（チャイナ・ユニコム）など約 20 社の中国企業が賛同を示している。

クアルコムのグローバル上級副社長の錢堃氏は、6G は単なる通信速度の向上を超え、AI 時代を支

える中核インフラになるという認識を示す。具体的には、その高精度な知覚能力がドローンや自動運転車の性能を高め、「低空経済」など新たな産業の発展を後押しするとの見方を強調した。

技術開発への投資面では、同社は年間売上高の約 20%を研究開発（R&D）に投じており、これまでの累計投資額は 1100 億ドル（約 16 兆 5000 億円）に上る。現在、業界パートナーと緊密に連携し、6G の研究開発と将来の商用化を推進中だ。

また錢氏によれば、同社は世界 100 カ国・地域以上に広がる特許ポートフォリオを保有する。特許の価値は技術の革新性、産業への普及度、法的安定性、市場での評価によって決定されると指摘したうえで、錢氏は「中国が知的財産権の保護を強化し、事業環境を改善し続けていることは、当社のようなイノベーション主体による長期的な協力への信頼を高め、イノベーション主導の発展を促すのに役立っている」と語り、中国における知財環境の進展に期待を寄せた。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 4 月 21 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146342

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 新疆バ州企業、特許担保で資金調達 技術投資と知財活用が進展★★★

新疆ウイグル自治区バインゴリン・モンゴル自治州（バ州）で企業による知的財産の活用が資金調達と技術投資の両面で広がっている。特許や商標を担保とした融資を通じ、研究開発と事業拡大を進める動きが目立つ。

現地では技術系企業 7 社がコア特許 72 件と登録商標 6 件を活用し、銀行から計約 1825 万元（1 元は約 23.3 円）の資金を調達した。従来は評価が難しかった知的財産が資金調達手段として機能し始めており、企業の成長資源としての位置付けが強まっている。

7 社は石油化学や装備製造などに携わる企業であり、調達資金は主に研究開発や生産プロセスの高度化、設備投資に充てられている。これにより「研究開発—知財蓄積—資金確保—再投資」という好循環が形成されつつある。

同地域ではハイテク企業や専門特化型中小企業の集積が進み、知財の創出と活用を軸としたイノベーション活動が活発化している。こうした企業群の拡大が知財価値の顕在化と産業競争力の向上を後押ししている。

単なる権利保護にとどめず、知的財産を経営資源として活用する動きは今後も広がる見通しで、技術開発と金融の連動による成長モデルとして注目される。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 4 月 16 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146273

○ 統計関連

★★★1. 税関総署、1～3 月の知的財産権税関登録が 6900 件超★★★

中国税関総署が 4 月 23 日に発表したデータによると、昨年、同総署が審査した知的財産権の税関登録件数は初めて 3 万件を突破し、3 万 5200 件に達した。

また、全国の税関で差し止め・押収された知的財産権侵害貨物の数量は 8642 万点に上ったことがわかった。同年度におけるこれら 2 項目の増加率はいずれも過去最高を記録した。

知的財産権税関登録件数は今年も良好な増加傾向を維持している。第 1 四半期（1～3 月）に審査を通過した知的財産権の税関登録件数は 6901 件に達し、第 15 次五か年計画（「十五五」（2026 年～2030 年）の好調なスタートを切った。

（出典：中国保護知識産権網 2026 年 4 月 23 日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202604/1995914.html>

○ その他知財関連

★★★1. 2026 年全国知的財産権宣伝ウィーク、北京で開幕★★★

4 月 20 日、2026 年全国知的財産権宣伝ウィークの本場イベントが北京で開催された。国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長と国家市場監督管理総局（SAMR）の束為副局長が出席し、世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務局長がビデオメッセージを寄せた。

今年の知的財産権宣伝ウィーク（4 月 20～26 日）のテーマは「新興分野における知的財産権保護の強化による新質生産力の発展加速」。期間中、発明創造やブランド育成の促進などにおける知的財産権の役割について集中的に発信される。

本場イベントでは、企業や利用者の利便性向上に向けた 10 件の実務的措置が発表された。さらに、新興分野の企業代表とオリンピックチャンピオンによる、新興分野の知的財産権保護強化を求める共同イニシアチブが発表された。

今後 1 週間、各機関・各地においてテーマに沿った普及活動が展開され、「知識を尊重し、イノベーションを重視し、誠実・法令を守り、公正な競争を行う」知的財産文化の定着が目指される。

（出典：国家知識産権網 2026 年 4 月 20 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/20/art_53_205938.html

=====
【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved